

事務連絡
令和2年10月30日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
等の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発 1030 第 1 号
令和 2 年 10 月 30 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
等の一部改正について

下記の通知の一部を別添のとおり改正し、同日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 1 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 9 号）の一部改正について

別添 2 「特定保険医療材料の定義について」（令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号）の一部改正について

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 9 号) の一部改正について

- 1 I の 3 の 079 の (3) アを次に改める。
 - ア 脊椎用は、以下のいずれかの場合に算定できる。
 - a 経皮的椎体形成術に用いた場合
 - b 脊椎固定術においてセメント注入型の脊椎スクリューと併用した場合
 - c 骨折観血的手術においてセメント注入型の横止めスクリュー・大腿骨頸部型と併用した場合

「特定保険医療材料の定義について」
(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号) の一部改正について

- 1 別表のⅡの 079(1)②中のイの次に次を加える。
 - ウ 脊椎固定術における脊椎スクリューの固定を目的に使用する人工材料であること。
 - エ 骨折観血的手術における横止めスクリュー・大腿骨頸部型の固定を目的に使用する人工材料であること。
- 2 別表のⅡの 079(2)中の「使用部位」を「使用部位及び使用目的」に改める。
- 3 別表のⅡの 079(3)③アを次に改める。
 - ア 次のいずれかに該当すること。
 - i 悪性脊椎腫瘍又は原発性骨粗鬆症による椎体骨折に対する経皮椎体形成術に使用するものであること。
 - ii 骨強度の低下した患者に対して脊椎固定術における脊椎スクリューの固定を目的に使用するものであること。
 - iii 骨粗鬆症など骨強度の低下した患者に対して骨折観血的手術における横止めスクリュー・大腿骨頸部型の固定を目的に使用するものであること。
- 4 別表のⅡの 123(3)⑥及び⑦ア i 中の「発作性心房細動」を「発作性又は持続性心房細動」に改める。

(別添1参考)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(令和2年3月5日保医発0305第9号)の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項 1・2 (略) 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い 001~078 (略) 079 骨セメント (1)、(2)(略) (3) 脊椎用 ア <u>脊椎用は、以下のいずれかの場合に算定できる。</u> a <u>経皮的椎体形成術に用いた場合</u> b <u>脊椎固定術においてセメント注入型の脊椎スクリューと併用した場合</u> c <u>骨折観血的手術においてセメント注入型の横止めスクリュー・大腿骨頸部型と併用した場合</u> イ (略) 080~207 (略) 4~6 (略) ~ (略)</p>	<p>診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項 1・2 (略) 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い 001~078 (略) 079 骨セメント (1)、(2)(略) (3) 脊椎用 ア 経皮的椎体形成術に用いた場合に算定する。 イ (略) 080~207 (略) 4~6 (略) ~ (略)</p>

(別添2参考)

「特定保険医療材料の定義について」(令和2年3月5日保医発0305第12号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(別表) (略) 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001~078 (略) 079 骨セメント (1) 定義 次のいずれにも該当すること。 (略) 次のいずれかに該当すること。 ア、イ (略) <u>ウ 脊椎固定術における脊椎スクリューの固定を目的に使用する人工材料であること。</u> <u>エ 骨折観血的手術における横止めスクリュー・大腿骨頸部型の固定を目的に使用する人工材料であること。</u> (2) 使用部位及び使用目的により、頭蓋骨用、人工関節固定用及び脊椎用の合計3区分に区分する。 (3) 機能区分の定義 、 略 脊椎用 次のいずれにも該当すること。 ア <u>次のいずれかに該当すること。</u></p>	<p>(別表) (略) 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001~078 (略) 079 骨セメント (1) 定義 次のいずれにも該当すること。 (略) 次のいずれかに該当すること。 ア、イ (略) (新設) (2) 使用部位により、頭蓋骨用、人工関節固定用及び脊椎用の合計3区分に区分する。 (3) 機能区分の定義 、 略 脊椎用 次のいずれにも該当すること。 ア 悪性脊椎腫瘍または原発性骨粗鬆症による椎体骨折に</p>

— 悪性脊椎腫瘍又は原発性骨粗鬆症による椎体骨折に対する経皮椎体形成術に使用するものであること。

— 骨強度の低下した患者に対して脊椎固定術における脊椎スクリューの固定を目的に使用するものであること。

— 骨粗鬆症など骨強度の低下した患者に対して骨折観血的手術における横止めスクリュー・大腿骨頸部型の固定を目的に使用するものであること。

イ (略)

080～122 (略)

123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル

(1)、(2) (略)

(3) 機能区分の定義

～ (略)

冷凍アブレーション用・バルーン型

薬剤抵抗性を有する再発性症候性の発作性又は持続性心房細動の治療を目的として使用する冷凍アブレーション用のバルーンカテーテルであること。

冷凍アブレーション用・標準型

ア 次のいずれかに該当すること

薬剤抵抗性を有する再発性症候性の発作性又は持続性心房細動の治療を目的とするバルーンカテーテルを用いた冷凍アブレーションを補完するために使用する、冷凍による心筋焼灼用のカテーテルであること。

(略)

イ (略)

124～207 (略)

～ (略)

対する経皮的椎体形成術に使用するものであること。

イ (略)

080～122 (略)

123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル

(1)、(2) (略)

(3) 機能区分の定義

～ (略)

冷凍アブレーション用・バルーン型

薬剤抵抗性を有する再発性症候性の発作性心房細動の治療を目的として使用する冷凍アブレーション用のバルーンカテーテルであること。

冷凍アブレーション用・標準型

ア 次のいずれかに該当すること

薬剤抵抗性を有する再発性症候性の発作性心房細動の治療を目的とするバルーンカテーテルを用いた冷凍アブレーションを補完するために使用する、冷凍による心筋焼灼用のカテーテルであること。

(略)

イ (略)

124～207 (略)

～ (略)